

大学院学生の入学前既修得単位等の認定に関する取扱要項

平成17年 5月13日 制定
令和 4年 2月21日 最終改正

- 1 京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則（以下「研究科規則」という。）第30条に定める入学前の既修得単位等の認定（以下「既修得単位等の認定」という。）に関する事項は、この取扱要項の定めるところによる。
- 2 既修得単位等の認定は、大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目の単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）について学生本人の申請に基づき行うものとする。
- 3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学年度の所定の期日までに、次の書類を教務課に提出しなければならない。
 - 一 既修得単位等認定申請書
 - 二 認定を受けようとする既修得単位の授業内容を記した書類
 - 三 学業成績証明書又は単位修得証明書
 - 四 その他本学が必要と認めた書類
- 4 既修得単位等の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。
- 5 既修得単位等の認定は、研究科規則第30条第2項の範囲内で、本学で開設している授業科目の単位数で認定する。ただし、認定しようとする単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は認定しない。
- 6 既修得単位等の認定は、認定を受けようとする既修得単位の授業内容が本学で開設している授業科目と概ね同一であると認められるものに限る。
- 7 既修得単位等の認定された者の学籍簿には、当該授業科目の評価欄に「認定」と表記する。

附 則

- 1 この要項は、平成17年5月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 入学前既修得単位等の認定に関する取扱要項（平成4年9月16日制定）は廃止する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月18日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。